

① 罰則

知的財産法の罰則に違反すると刑事罰が科されます。

特許法	特許権の侵害 (直接侵害)	業として特許発明の実施(製造・販売)	10年以下の懲役または 1000万円以下の罰金 (併科あり)	法人には3億 円以下の罰金
	特許権のみなし 侵害(間接侵害)	直接侵害の予備的又は助的 行為	5年以下の懲役または 500万円以下の罰金 (併科あり)	法人には3億 円以下の罰金
	詐欺の行為	詐欺で特許を受ける	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金	法人には1億 円以下の罰金
	虚偽表示	特許なしで特許表示		
実用新案法	実用新案権の侵害 (直接侵害)	業として登録実用新案の実施 (製造・販売)	5年以下の懲役または 500万円以下の罰金 (併科あり)	法人には3億 円以下の罰金
	詐欺の行為	詐欺で実用新案登録を受ける	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金	法人には1億 円以下の罰金
	虚偽表示	登録なしで実用新案登録表示		
意匠法	意匠権の侵害 (直接侵害)	業として登録意匠の実施(製造・販売)	10年以下の懲役または 1000万円以下の罰金 (併科あり)	法人には3億 円以下の罰金
	意匠権のみなし 侵害(間接侵害)	直接侵害の予備的又は助的 行為	5年以下の懲役または 500万円以下の罰金 (併科あり)	法人には3億 円以下の罰金
	詐欺の行為	詐欺で意匠登録を受ける	1年以下の懲役または 100万円以下の罰金	法人には1億 円以下の罰金
	虚偽表示	登録なしで意匠登録表示		
商標法	商標権の侵害 (専用権侵害)	指定商品に登録商標を使用	10年以下の懲役または 1000万円以下の罰金 (併科あり)	法人には3億 円以下の罰金
	商標権のみなし 侵害(禁止権侵害等)	指定商品と類似する商品に登録商標と類似する商標を使用、侵害の予備的・助的行為	5年以下の懲役または 500万円以下の罰金 (併科あり)	法人には3億 円以下の罰金
	詐欺の行為	詐欺で商標登録を受ける	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金	法人には1億 円以下の罰金
	虚偽表示	登録なしで商標登録表示		

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp